

(No.26)

1. 「公有水面埋立法の一部改正について」(昭和49年6月14日港管第1581号、建設省河政発第58号、運輸省港湾局管理課長及び建設省河川局水政課長通達)の記の1及び記の4

1 設計の概要について(則第一条別記様式第一記四関係)

イ 則第一条別記様式第一記四「設計の概要」(3)の「埋立てに関する工事の施行方法」には、少なくとも、埋立工法、埋立てに用いる土砂等の種類及び埋立てに関する工事の施行順序が記載されているものであること。

ロ 則第一条別記様式第一記四「設計の概要」(4)の「公共施設の配置及び規模の概要」のうち公共施設の規模とは、公共施設の敷地面積の大きさの意味であること。

4 公園、緑地及び広場に関する技術的細目について(則第五条第二号関係)

則第五条第二号の公園・緑地及び広場に関する技術的細目を適合するに当たっては、環境保全等の重要性にかんがみ、埋立地の規模、用途、区画割及び周辺の状態を勘案して、全体として十分なオープンスペースが確保されることとなるよう運用することとし、例えば、主たる用途が住宅用地である埋立てについての公園・緑地及び広場の割合は、おおむね埋立地の10パーセント以上を目途とすること。